

横浜市

こども食堂等活動支援補助金

どんな取組が対象？

こども食堂など、身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組が対象となります。主な要件は以下のとおりです。

- ・月1回以上開催していること。
- ・参加費が無料または低廉であること。
- ・活動内容を事前に周知・公表していること。

補助金額は？

1開催につき1万円
(年間上限24万円)

こども食堂の
活動資金が
足りない



学習支援を
始めたい

申請期間は？

第1回締切：令和6年8月16日(金)
第2回締切：令和6年12月27日(金)
※申請状況によって、
第2回の募集を行わない場合あり

1年限りしか申請できない？

最長3年間申請することができます。
※令和6年度に申請した場合、
令和7年度・8年度にも申請可能

※詳細については、横浜市ホームページに掲載している
「募集案内」「交付要綱」を必ずご確認ください。

横浜市こども食堂等活動支援補助金

検索



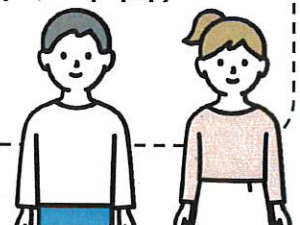
横浜市ホームページ
二次元バーコード

《問い合わせ》

横浜市こども青少年局地域子育て支援課（担当：山本、本吉）

電話：045-671-4157 FAX：045-550-3946

E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.jp



こども食堂等活動支援補助金の概要

取組の 対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
対象となる 経費	令和6年4月から令和7年3月までに支出する事業に要する経費を対象とします。※こども食堂で使用する食材費も対象となります。
交付までの 流れ	<p>例：第1回締切（8/16）までに申請し、前金払いを希望する場合の目安 （太枠…申請者、細枠…市）</p>  <p>※余剰金が発生する場合は速やかに返金していただきます。</p>
提出が必要な 申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書（第1号様式） ②事業計画書（第2号様式） ③収支予算書（第3号様式）（見積書等がある場合には添付） ④団体等概要書（第4-1号様式） ⑤団体等構成員名簿（第4-2号様式） ⑥団体等の規約、定款その他これらに類する書類 
申請書類の 入手方法	横浜市ホームページからダウンロードしてください。
申請書類の 提出先	E-mail、郵送または電子申請で、事務局へご提出ください。 事務局：横浜市こども青少年局地域子育て支援課 E-mail： kd-kodomoibasyo@city.yokohama.jp 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎13階 電子申請：以下のURLまたは二次元コードから読み込み、電子申請システムにアクセスしてください。 https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/41c5863a-1125-4885-9019-eed1c4d655b3/start

※詳細については、横浜市ホームページに掲載している「募集案内」「交付要綱」を必ずご確認ください。

